

まつとうな
市政を目指す

熊本市議会議員

吉村けんじから皆さまへ

ごあいさつ



いつもご支援いただき誠にありがとうございます。新しい年を迎えるにあたり、「子どもの命を守るために大人が何をすべきか」を主題に私は動き出します。

☆昨年は、ニュースで頻繁に10代の子ども達が自ら死を選んだ事実に接し、何とも言えない暗澹たる気持ちになりました。子ども達が、ウクライナのように他国に侵略され戦争の惨禍にあるわけでもない、この日本で、大切な命を自ら断っている事実。その子たちには、これから愛する人と出会い、美しい自然を満喫し、喜怒哀楽を感じ、普通に生きていく権利があるのに何故?と思います。私たち大人の、政治家の、行政の役割とは何でしょうか?

☆私は、いま学校生活に苦悩している子ども達に「学校は命がけで行く場所ではない。

学校が人生のすべてではない。心身に異常をきたす程辛い思いをしているなら、堂々と休む権利があるし、やめる権利もある。学校に行かなくても他でたくさん学べることはあるし、本を読んだり、ボランティアをしたり、映画をみたり日々淡々と過ごす中でも、愛や人生の勉強をする事ができる」と言いたい。そして、私も含めた大人は、学校は必ず行かなければならないという固定観念から脱却し、何よりも「いのち」が大切だということを再確認し、子どもたちが将来自分自身の意思で、それぞれの幸せを掴むために学校以外の選択肢もある事を理解し、子どもたちが世の中を渡っていくためのサポートに力を尽くす大人でありたいと思います。また議会活動を通じて一人でも多くの命を救う活動をしていきます。

☆いわゆる教員による「体罰」問題が次々に熊本市でも明らかになり、昨年末、自死した当時中学一年生の小学校時代に、数多くの言葉や肉体的「暴力」で苦しみを与えていた元教諭が懲戒免職になったことがマスコミ報道でも大きな話題となりました。あえて「体罰」を「暴力」と書き換えたのは、一部の教師、保護者が「体罰」という名の元に一定程度容認し許容し、特に体育、文化部活動指導において多くの学校現場でいまも暴力が絶えない事実。人の命、人権をきちんと理解できていない大人が子供の命の灯を消しているとしたら……。私たち大人は英知を結集し、子ども達が助けを求めたら全力で助けなければなりません。本年も宜しくお願い申し上げます。

くまもとの明るい未来を築くために

★ 市民誰もが安心安全に暮らせるまちづくり

ふるさとで、一人ひとりが尊重され、誰もが生きる喜びを感じ、生き生きと心のゆとりを持って暮らせる熊本市。

★ ひと・自然に優しいまちづくり

豊かな自然と市街地も含めた景観、熊本城をはじめ歴史と文化を守り、水と緑、市民がこれからも共存でき、その環境に配慮した社会の実現を目指します。

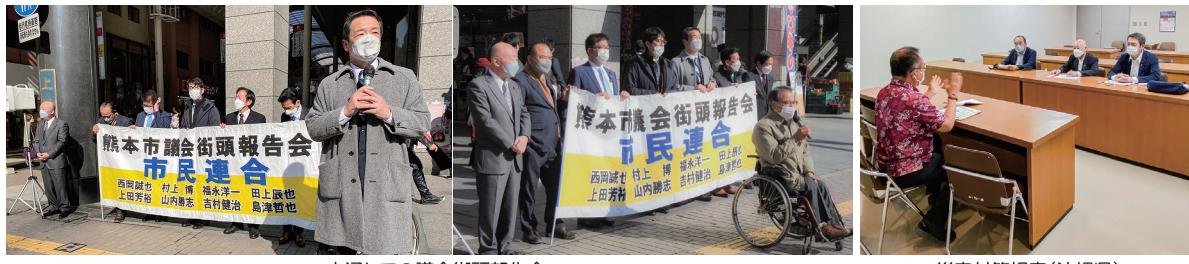
★ 子どもが子どもらしく育つまちづくり

すべての子どもの人権が守られることが当たり前の熊本市。ふるさとで、生き生きと学び、遊び、育つことで、自主性と社会性が身に着き、地域社会、行政、家庭がともに子どもたちの未来、成長を楽しむことができるまちづくり。そして若者を二度と戦争に送らない。そのためにはどうしたらいいか意見を出し合う熊本市。

★ 市民と共に歩む

命の大切さを市民が普通に語り合える環境づくりをし、市民のちいさな声が反映される、開かれた市政を目指します。

10月11月12月の活動報告



上通りでの議会街頭報告会

災害対策視察(沖縄県)



犯罪被害者支援ボランティア活動

通町にて街頭演説

核兵器廃絶を目指す
東京の学生任意団体の
陳情要請

市政に関するご意見やご相談、
また地域のご要望は
お気軽にどうぞ！



吉村けんじ政治家情報
選挙ドッコム

熊本市議会議員(北区選出)

吉 村 けんじ

〒861-5513
熊本市北区鶴羽田町 1041-120
連絡先【市民連合議員控室】

TEL 096(328)2650
FAX 096(324)7777

メール yoshimurafamily6@gmail.com

☆日本国憲法前文を読まれた方はご存じだと思いますが、現憲法の崇高な制定目的が記されており、この前文が戦後、民主主義を根づかせ、復興を下支えし、日本が戦争当事者にならずにすんだ大元であると私は信じます。以下前文を全文記します。

日本国憲法 前文 「日本国民は正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果とわが國全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにしてること決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらはこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのである。平和を愛する諸國民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狭を永遠に除去しようとする努力で、平和の内に生存する権利を有することを確認する。われらは、いざれの国家も、自國のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各國の責務であると信する。日本国民は、國家の名誉にかけて、全力をあげて崇高な理想と目的を達成することを誓う。」

一読されてみて如何でしょうか?この文章には、憲法の基本原理や理想的の宣言を行なうことで、国民主権、代表民主制、基本的人権の尊重、平和主義、国際協調主義といった憲法全体を凝縮したもので、理念を発信する意義と役割が前文に託されているのです。全文を読み込むときと現行憲法の大切さがよりわかると思います。

臥薪嘗胆